

## 総務政策委員会記録

開会年月日	令和5年6月26日
開会時刻	午前10時05分
閉会時刻	午前10時17分
出席委員名	◎岡田善行    ○大西要一    川口 浩    久保 真
	鈴木豊司    西山則夫    浜口和久
	品川幸久 議長
欠席委員名	なし
署名者	川口 浩    久保 真
担当書記	中谷圭佑
審査案件	議案第55号    伊勢市市税条例の一部改正について
説明員	総務部長、総務部参事、課税課長、産業観光部長、産業観光部理事
	農林水産課長、農林水産課副参事、その他関係参与

## **審査経過**

岡田委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に川口委員、久保委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、当日の本会議において審査付託を受けた「議案第55号 伊勢市市税条例の一部改正について」を審査し、全会一致で原案どおり可決すべしと決定、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前10時05分

### ◎岡田善行委員長

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は委員長において、川口委員、久保委員の御両名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、休憩前の本会議におきまして総務政策委員会に審査付託を受けました「議案第55号 伊勢市市税条例の一部改正について」であります。

お諮りいたします。

審査の方法については委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

## **【議案第55号 伊勢市市税条例の一部改正について】**

### ◎岡田善行委員長

それでは、条例等議案書の54ページをお開きください。

54ページから70ページの「議案第55号 伊勢市市税条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

川口委員。

### ○川口浩委員

令和6年度から賦課徴収する森林環境税と、あと平成26年度からあります、県民税のみえ森と緑の県民税については、二重課税ではないかという指摘があります。

ちょっと私も、いろいろ勉強したんですが、分かりにくい面もあり、市民に負担をお願いする以上、丁寧な説明が必要かと思えます。

用途の違いなど、教えていただけたらと思えます。

◎岡田善行委員長  
課税課長。

●山口課税課長

みえ森と緑の県民税は、平成26年度から導入されている県税でございますけれども、この県税の趣旨といたしましては、三重県と、県内各市町が災害に強い森林づくり、県民全体で森林を支える社会づくりという基本方針に沿って、様々な取組を行うというものでございます。

また、森林環境税につきましては、温室効果ガス排出削減目標の達成等に向け、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された税制度でございます。林業経営に適さない森林に対して、市町が整備を行うことなどが使い道として定められております。

このように、同じ森林政策ではございますけれども、森林環境税と、森と緑の県民税の使い道や目的につきまして、双方を有効活用できるよう、すみ分けを行いながら、森林に関する施策を進めているというところでございます。以上です。

◎岡田善行委員長  
川口委員。

○川口浩委員

森林環境税については、先行して、森林環境譲与税として、令和4年度から伊勢市に配分があります。金額で言いますと、令和4年度、3,474万円あります。

委員会の管轄をちょっと超えてしまいかねないので、ちょっと気をつけて質問しますが、森林整備に備えるという目的で3,474万円のうち2,903万円が基金の積立てに充てられています。

この点、お金がプールされているわけですが、この辺有効に活用されているのかちょっとよく分からないので、お聞きしたいんですが、よろしいでしょうか。

◎岡田善行委員長  
農林水産課副参事。

●徳田農林水産課副参事

森林環境譲与税でございます。令和元年度から市町に配分されている税金になります。

これにつきまして各年度で、配分が増えてくるわけでございますけれども、基本的に令和6年度で約4,000万円というふうな額がマックスとなり、各年度配分されてくるわけです。

森林環境譲与税の使い道といたしましては、基本的には森林整備に使っていくと、この森林整備でございますけれども、民有林、また過去10年施業がされてない森林、民間の森林計画がされてないといった、基本的にちょっと放置されたような森林に使っていくことという目的で配分されてきてます。

そういう中で、新たな森林経営管理制度というのがつくられまして、それにつきまして、森林整備を続けるに当たって、各森林所有者の意向調査、また、境界の確定等を行いまし、そういうところから間伐に入っていくというところでございます。

ただ、そういったところで全て使い切れなところについては、基金に積立でているわけでございますけれど、その基金については、今後の森林整備に活用するために、また木材利用等、不測の事態に備えまして財源として積立でているといったところでございます。以上です。

◎岡田善行委員長

川口委員。

○川口浩委員

森林環境税と、みえ森と緑の県民税の違いについて、御説明いただきました。

私、一定の理解をしましたが、これについては、市民からの問合せ等、今後あるかと思しますので御丁寧に説明していただけたらと思います。

森林環境税については、これまで別の名目で徴収していたものの変更であるというふう聞いておりました、市民の新たな負担増にはならないということですが、この点はいかがでしょうか。

◎岡田善行委員長

課税課長。

●山口課税課長

森林環境税の課税額につきましては、1人当たり年額1,000円となります。

平成26年度になりますけれども、これにつきましては、平成26年度から、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る臨時特例ということで、1人当たり年額1,000円、これが課税を今現在されておるところでございます。

この措置が令和5年度をもって終了するため、1,000円減るということで、結果といたしまして、納税者の方々に御負担いただく税額に、結果としては増減がないという状況になっております。

◎岡田善行委員長

川口委員。

○川口浩委員

負担に増減がないということ、今御説明いただきました。

私、先ほど、森林環境譲与税が令和4年度から伊勢市に降りてきていると言いましたが、これ令和元年度の間違いでした。訂正させていただきます。以上です。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

浜口委員。

○浜口和久委員

私のほうはですね、もう一つの特定小型原動機付自転車の税率というふうなところでお聞かせください。

特定小型原動機付自転車の改正内容ですね、これちょっと教えていただけますでしょうか。

◎岡田善行委員長

課税課長。

●山口課税課長

道路交通法の改正によりまして、最高速度や、車体の大きさが一定の要件を満たす車両、具体的には電動キックボードを想定したものになりますけれども、これが現行の原動機付自転車の区分から分かれまして、新たに特定小型原動機付自転車として定義をされました。

これに伴いまして、地方税法におきまして、特定小型原動機付自転車の税率が従来の50cc以下の原動機付自転車の税率と同様ではございますが2,000円とされたことから、当市においても同様の税率を定めるものでございます。

◎岡田善行委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

分かりました。

電動キックボードを大体イメージしたらいいなというふうな形だと思います。

この道路交通法の改正によりまして免許が16歳以上が不要になるというふうに聞いてます。

先日ですが、テレビを見ておりましたら、電動キックボードに乗っておって、その人を、警察官が止めて聞きますと、酒気帯び運転をしておって、そして無免許であったと。結局それが免許が不要になるというふうなことでございますので、しかしながらその中で、課税の対象、これは残るといふような状況でございます。

免許が不要になって課税だけは残るといふことでございますので、ナンバープレートが普通付いておるんですが、この電動キックボードですね、要は免許が要らんようになるので、シールのようなものになるのか、それかきちっとしたナンバープレート、ああいうふうな形で配付されるというふうな状況になるのか、そのナンバープレートの部分だけちょっと教えていただけますか。

◎岡田善行委員長

課税課長。

●山口課税課長

道路交通法におきまして、特定小型原動機付自転車が新たに定義されたことに伴いまして、それに取り付ける課税標識、いわゆるナンバープレートというものですけれども、これの標準様式が国のほうから示されております。

これは、安全性の観点から、車幅に収まるように、小型のものということで、今現在原付ですと、少し小さい長細いものになるんですけども、その半分程度のものになります。

当市としましても、7月3日から交付できるよう準備を進めているというところでございます。以上です。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で議案第55号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第55号 伊勢市市税条例の一部改正について」、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で付託案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で御審査いただきます案件の審査は終わりましたので、これを持ちまして総務政策委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時17分

上記署名する。

令和5年6月26日

委員長

委員

委員